

# 令和4年度 第1回 三木市国民健康保険運営協議会 議事録

## 1 日時

令和4年8月18日(木) 午後1時30分～午後3時10分  
三木市役所 4階 特別会議室

## 2 出席者

鷲尾会長、石田委員、井上委員、清水委員 田中委員(被保険者代表)、  
松永委員、中村委員、島谷委員、藤岡委員、鳥羽委員、  
田中委員(公益代表)、植田委員、吉田委員、鈴木委員、白國委員

### 【事務局】

大西副市長、井上部長、山城課長、橋本係長、八代醍主任、谷畑主事

## 3 公開

傍聴人 無し

## 4 会議内容

- (1) 開会 医療保険課長
- (2) あいさつ 大西副市長による挨拶
- (3) 委嘱状の交付
- (4) 新委員の紹介、会長の選任
- (5) 会長あいさつ 鷲尾会長による挨拶
- (6) 事務局紹介
- (7) 出席状況の報告  
委員17名中15名出席で過半数を超えているので会議成立
- (8) 議事録署名委員の指名 中村委員、植田委員を指名
- (9) 協議事項
  - (ア) 令和3年度国民健康保険事業報告及び決算(見込み)について
  - (イ) 令和4年度国民健康保険事業及び予算について

### — 事務局説明 —

- (ア) 令和3年度国民健康保険事業報告及び決算(見込み)について
- ・令和4年度第1回三木市国民健康保険運営協議会導入資料
  - ・令和4年度第1回三木市国民健康保険運営協議会資料(PI~PII)

### 委員:

決算の10ページの歳入の方だが、保険税として、14億9,000万円の決算額になっている。これは、実際に収納した保険税額なのか、それとも調定額なのかどちらか。また、県の方には介護保険料も納付する必要があると思うが、介護保険料は、この保険税の中に含まれているのか。

事務局：

1 点目の調定額なのか実際に収納した額なのかという質問については、実際に収納した額である。2 点目の介護納付金分については、すべて含んだ額になっている。歳出側では、11 ページに記載のある県に納める納付金の中で、介護納付金分の納付額を記載している。

— 事務局説明 —

(イ) 令和4年度国民健康保険事業及び予算について

・令和4年度第1回三木市国民健康保険運営協議会資料(P12~P19)

委員：

13 ページ(4)の特定健診受診率の向上について、広報みきやFMなどを利用して周知に努められていると思うが、実際にはどのくらい受診率は向上しているのか。あと16ページの5番目の健康アプリの導入の件で、これの周知はどのようにするのか。スマホ等のデジタル関係からの情報は、得にくい方も多い。よって、それに対応するような宣伝とか周知をやってもらえれば、利用率の向上も期待できると思う。あと、15ページのみなし健診の件だが、これはかかりつけ医が直接、市の医療保険課の方に連絡するのか。それとも個人がみなし健診をしたということを申請するのか。

事務局：

過去の令和元年度、令和2年度の実施率は、資料6ページに記載がある。大体30%前後で、令和2年度は、コロナによる受診控えの影響もあり、2ポイントの減となっている。ただ、県内の順位を見ると、39位がずっと続いていたが、令和2年度は県内各市町ともに受診率が下がっている中、受診勧奨などの未受診対策事業が功を奏し、2ポイント減で何とか留まっている状態である。県内順位は4つ上がり、35位となった。しかし、受診率が低いことに変わりはないため、受診率向上に向けて今後も頑張っていきたい。令和4年度の状況は、町ぐるみ健診の集団健診が7月から始まり、7月と8月の日程が終わった状態である。国保の方だけではなく、後期高齢者の方やがん検診だけの方も含む同期間の令和3年度の受診者数が約1,500人に対し、令和4年度の同期間の申込者数は1,872人となっている。町ぐるみ健診は、集団健診は1月末まで続き、まだ申し込みは受け付け中だが、おおね昨年度よりは申し込み人数が増えているという状況である。

2点目の健康アプリの周知に関しては、今、アプリの設計等を行っているところであり、周知は9月に入ってからになる。新聞への折り込みや、広報みきへの掲載、三木市ホームページへの掲載に加え、時期は未定だが市民講座として使い方講座のようなものの開催を検討している。

3点目のみなし健診については、三木市国民健康保険加入者で、みなし健診の対象となると思われる方、つまり今年度で言うと令和3年度中の医療機関受診状況データから健診項目を網羅されている方について、10月下旬頃に、みなし健診の簡易受診票を本人に対して送付する。その後、その本人が、かかりつけ医に簡易受診票を持っていき、かかりつけ医の方で記入をいただき、三木市医師会を通じて、市に提供していただくということになる。よって、市と医師会でやりとりをするのではなく、あくまで、やりとりをしていただくのは本人ということになる。

委員：

県の示す標準保険税率だが、このたびの4年度は、標準保険税率を超えて徴収されるということか。標準保険税率を用いて課税した場合には、財政の均衡が図れるとして、県は示していると考えてよいのか。

県からの交付金について、66億円の交付がある。保険給付費64億3,000万円を超えて交付されているが、どこまでを交付対象に県がしているのかを教えてください。また、その税率で保険料を徴収する額が15億6,000万円あまりだが、県の方に納付する事業費納付金は22億8,000万円あまり。こちらもかなりの差があるが、この入ってくるお金と、集めて納めるお金の仕組みが少し分かりにくいので教えてください。それと、歳出予算の一番下から2行目のその他支出返還金について、財政健全化による一般会計借入金については、財政健全化が図られた後に緩やかに返済をしていくという説明があったが、この返還金は、何の返還金なのかを教えてください。

あと、事業の内容で、特定保健指導がこの数年で飛躍的に伸びている。50%近い実施率なので相当水準が高いと思っているが、どのような取り組みを行ってこのような成果が出たのかを教えてください。

最後に、人間ドックの助成を24,000円されている。これもなかなか手厚い助成だと思うが、残念ながら利用者がかなり少ない。人間ドックの一般的な費用は3万数千円ぐらいだろうと思うが、メリットのあるものだと思うので、広報等が少し不足をしているのかどうかというあたりを教えてください。

事務局：

まず1点目だが、資料19ページの令和4年度の標準保険税率と三木市の

税率については、令和 3 年度までは三木市の税率が大分低い状態が続いていた。しかし、令和 4 年度は税率改正をして、標準保険税率とほぼ同水準、所得割はマイナス 0.05% で三木市適用税率の方が低い、均等割はマイナス 4,049 円で三木市適用税率の方が低い、平等割が 2,605 円で三木市適用税率の方が高いという状況であり、ほぼ標準保険税率と同水準になったという状況である。令和 4 年度で三木市適用税率と標準保険税率が同水準となった理由は、県が県の国保特別会計の令和 2 年度までの剰余金の一部を納付金財源として投入する等、市が当初見込んでいなかったことを県が行った。その結果、納付金の全体額が下がり、各市町に割り振られる納付金額も下がった。納付金下がると、標準保険税率も下がることになる。県の剰余金の投入等は想定しておらず、3 年計画で標準保険税率に近づけていこうとしていたが、健全化初年で、ほぼ標準保険税率と同水準の適用税率となった。資料 12 ページの一番下に記載しているとおり、既に昨年 12 月議会において、令和 5 年度、令和 6 年度も納付金が増えるだろうという想定の下で三木市の税率を設定したが、このような想定外のことがあったので、令和 5 年度、令和 6 年度の税率をどのようにするかということ、令和 4 年度中に検討をしていきたい。

保険給付費の質問だが、歳出・保険給付費の 64 億 3,000 万円に対する県から入ってくるお金は、県補助金のうち普通交付金の分である。64 億 2,975 万 9,000 円。よって、ほぼ同額が入ってくる。特別交付金については、市の努力により入ってくる分である。

その他の支出（返還金）のところだが、これは一般会計からの借入金の返還金ではなく、令和 3 年度の県補助金の普通交付金で、2 月診療分については、概算払いで歳入しており、実際にかかった金額よりも約 5,000 万円多く歳入している。その分を翌年度に返還しなければならないため、歳出のその他返還金に計上している。また、交通事故等での第三者行為に関する第三者からの歳入については、その歳入額を全額、県に支払うという形になっており、それもこの項目に入っている。これらの支出等が計上されており、市の一般会計への返還金が入っていない。市の一般会計への返還は、健全化が終わった後に返還するという形になっている。令和 4 年、5 年、6 年度の 3 年間で健全化期間となっているので、令和 7 年度から返還していく予定になっている。

資料 6 ページの 7(2) の特定保健指導の実施率について、令和元年度から特定保健指導の初回分割実施を始めたことにより上昇した。三木市の場合、集団健診を主にやっているのので、集団健診の会場で、腹囲基準を超えている方に対してはその場で保健指導をするという初回分割実施による効果である。

人間ドックについては、委員の指摘どおり、8 ページ(2) に記載があるが三木市

国保は大変手厚い助成となっている。今は、国民健康保険でも人間ドックの助成をしていないところもあるし、健康保険組合は助成が無いところも多数あるし、協会けんぽも無い。実際、ここまでの助成をしているところは残り少ない。昨年度の財政健全化計画を考えると、ここまで赤字を抱えている健康保険がここまでの手厚い事業を実施して良いのかというところは大変悩んだ。しかし、やはり特定健診の実施率にもつながるところでもあるし、何より健康意識の高い方の健康維持を守るために、現状維持ということになっている。現状がそのような中、利用者が少ないのではというご意見、確かに240件という件数ではあるが、被保険者数が減っている中、平成30年は280件なので、大きく減っているわけではない。町ぐるみ健診の受診を宣伝しつつ、毎年配布している国保だよりの中で、人間ドックについても案内している。兵庫県の中で給付について統一に向けた動きが見られているので、将来的には、ここまでの助成は厳しいかと考えている。

余談になるが、75歳以上の後期高齢者の方についても、令和3年度までは国民健康保険と同じ金額の助成をしていた。しかし、国の方針が、後期高齢者の方については健診ではなく予防を、という形で、健康づくり、介護予防の施策に重点を置くことに方向転換した。三木市は国保と同じ金額を助成していたが、段階的に縮小し、最終的にはどのコースを利用しても1件5,000円程度の助成しかできなくなるため、人間ドックよりも町ぐるみ健診の方をお勧めせざるを得ないという現状になっている。

国保の人間ドックの助成について、考えるべきところがあれば、またこの場で皆様に協議をいただきたいと考えている。

委員：

財政の面で、後期の支援金の支出もかなり大きいと思うが、この支援金等についても特別交付金の中で賄われていると考えて良いのか。保健事業やその他の事業についても、基本的には県からの交付金で賄われているということか。

事務局：

後期の支援金は、介護納付金と同じような形で税で賄っている。国保税については、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三本だてになっている。介護と後期に区分はないので、全く同じ考え方で会計は回っている。

委員：

集めているお金と納付金額とはかなり開きがあるということになるのか。

事務局：

その差額については、公費、国や県の補助金等で賄う。それでもなお、今、足りなくて、赤字になっているという現状である。

— 議 事 終 了 —

## 5 その他

委員：

各健康保険組合は高齢者医療の関係でかなり大きい拠出金が求められているところで、存続も危ない健康保険組合がたくさん見られるような状態である。そういう中でどのように事業をしているのかと思っていたが、大変一生懸命やっていることが分かった。今回、令和3年12月の議会で税率改定をし、思い切った改正をしている。今後、滞納整理の関係など実際に集め始めるとそれからが大変だと推測する。その点、十分頑張っていたいただきたいと思う。

事務局：

今は当初賦課をしたばかりである。昨年度、この協議会で答申をいただいた中に「この税率改正については、市民に丁寧な説明を行うこと」という附帯意見をいただき、考え得る全ての周知をやってきたつもりである。国保加入全世帯にお知らせ文書を事前に送付し、コロナ禍でまん延防止等重点措置が出ている中でも感染予防対策をとった上で市民説明会も開催した。広報みきでも特集を組んだ中で当初賦課を行い、7月14日に納税通知書を発送した。400件程度の問い合わせの電話や窓口があったが、今回の税率改定についての質問は40件程度であり、皆様がいろんな機会をとらえてご理解を賜れたのかなと感じている。納期は翌年3月まで続くので、税務課、債権管理課、医療保険課と力を合わせて滞納の方にも対応していきたいと考えている。

委員：

このたびの健全化計画については、大幅な増に対して丁寧な説明をしていただいていると感じている。当初の説明の中で、事業を進めていく上で様々な部署が関わっていると聞いた。確かに、特定健診、町ぐるみ健診等も健康増進課との連携が

あると思うが、若干取り組みに対する温度差を感じる。具体的には、特定健診、町ぐるみ健診を受けましょうというオレンジ色の封筒が届くが、中に入っている大量の資料を読み込むだけで大変である。高齢者や、目の不自由な方も多く、案内文として果たして適切なのかと感じている。ユニバーサルデザイン、誰にとってもわかりやすい案内を心がけていただけたら、もっと受診率も増えていくのではないかと感じている。

事務局：

私どもも一緒に考えていくべき課題かと思っているので、次年度以降の参考にさせていただきたい。

事務局：今後の予定

6 閉会

井上健康福祉部長による挨拶

終了 15時10分